

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公表番号】特表2016-531081(P2016-531081A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-542012(P2016-542012)

【国際特許分類】

C 03 C 27/06 (2006.01)

【F I】

C 03 C	27/06	1 0 1 E
C 03 C	27/06	1 0 1 H
C 03 C	27/06	1 0 1 K
C 03 C	27/06	1 0 1 J

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月21日(2017.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積層柱体を有する真空断熱ガラスユニットであって、
 第1のガラス板と、
 該第1のガラス板に対向し、かつ該第1のガラス板と実質的に同一の広がりを有する、
 第2のガラス板と、
 該第1のガラス板と該第2のガラス板との間に実質的に真空な間隙を有する、該第1の
 ガラス板と該第2のガラス板との間の縁部シールと、
 該第1のガラス板と該第2のガラス板との間の複数の柱体であって、該柱体は、
 本体と、
 該本体の少なくとも一部分上の機能層と、を含み、
 該柱体の直径は、600マイクロメートル以下であり、該柱体の圧縮強度は、400M
 Pa以上である、複数の柱体と、を含む、真空断熱ガラスユニット。

【請求項2】

柱体を有する真空断熱ガラスユニットであって、
 第1のガラス板と、
 該第1のガラス板に対向し、かつ該第1のガラス板と実質的に同一の広がりを有する、
 第2のガラス板と、
 該第1のガラス板と該第2のガラス板との間に実質的に真空な間隙を有する、該第1の
 ガラス板と該第2のガラス板との間の縁部シールと、
 該第1のガラス板と該第2のガラス板との間の複数の柱体であって、該柱体は、
 焼結セラミック又はジルコニアを含む本体を含み、
 該柱体の直径は、600マイクロメートル以下であり、該柱体の圧縮強度は、400M
 Pa以上である、複数の柱体と、を含む、真空断熱ガラスユニット。

【請求項3】

真空断熱ガラスユニットにおいて使用される柱体であって、
 ジルコニアを含む本体を含み、

該柱体の直径は、600マイクロメートル以下であり、該柱体の圧縮強度は、400 MPa以上であり、

該本体は、テーパ状の側壁を有し、該側壁は、95°～100°の抜け勾配を有する、柱体。

【請求項4】

真空断熱ガラスユニットにおいて使用される柱体であって、
焼結セラミック、アルミナ、又はジルコニアを含む本体と、
該本体の少なくとも一部分上の機能層と、を含み、
該柱体の直径は、600マイクロメートル以下であり、該柱体の圧縮強度は、400 MPa以上であり、

該本体は、テーパ状の側壁を有し、該側壁は、95°～100°の抜け勾配を有する、柱体。

【請求項5】

真空断熱ガラスユニットにおいて使用される複数の柱体であって、
少なくとも1000個の柱体であって、該柱体はそれぞれ、
ジルコニアを含む本体を含む、少なくとも1000個の柱体を含み、
該柱体本体の直径は、600マイクロメートル以下であり、該柱体本体の圧縮強度は、
400 MPa以上であり、
該柱体本体は、該柱体本体の断面積の標準偏差が5%未満である、複数の柱体。